

令和3年第4回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和3年7月21日（水曜日）

議事日程 第1号

令和3年7月21日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第48号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 5 議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事変更請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和3年第4回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶させていただきます。本日、臨時会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝を申し上げます。最初に、令和3年熱海市豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福とご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

また、現在、熱海市、島根県及び鹿児島県をはじめとする全国各地で復旧作業に当たられている被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

本臨時会では、学童クラブ新設工事請負契約等、議案3件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定します。
なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第3 議案第48号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第48号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公共団体情報システム機構、略称J-LISがマイナンバーカードの発行主体となり、発行手数料を決定することとなることから、所要の改正を行うものであります。

そのほか、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現在、マイナンバーカードを再発行する場合には、吉岡町手数料条例に基づき、800円のご負担をいただいているところです。また、その800円のほかに、マイナンバーカードの電子証明書の再発行手数料として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定に基づき、J-LISが定めております200円が必要となります。ただし、電子署名については希望しないこともできるため、その場合には800円のみ負担していただくこととなります。

なお、これらの再発行手数料については、天災その他の本人の責めによらない場合や有効期限が満了する場合等においては、その手数料相当額が国庫補助の対象となるため、再発行に係る手数料は頂いておりません。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることになりました。この改正によりまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）がマイナンバーカードを発行する者として明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については、同機構から住所地区町村

長に委託することができる旨が規定されました。これに伴い、マイナンバーカードの再発行手数料を町の条例において規定する必要がなくなったため、改正を行うものでございます。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。左側、「新」と書いてあるのが改正案でございます。右側が現行の条例になります。

マイナンバーカードの再発行手数料を規定しております別表第1の10の項を「削除」と改めます。

それでは、条例案にお戻りいただきまして、附則になります。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日でございます令和3年9月1日からの施行をさせていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第48号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事であります。

その他、契約方法、金額及び契約の相手方等、詳細につきましては健康子育て課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

まず、契約の目的ですが、令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事となります。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約となります。

契約金額は2億295万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税が1,845万円となり、税抜き価格としては1億8,450万円となります。

契約の相手方は、立見・森喜 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事特定建設工事共同企業体。代表者、群馬県前橋市総社町植野841番地、立見建設株式会社、代表取締役、立見公一。構成員、群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田731番地、森喜建設株式会社、代表取締役、森田喜代治です。

続きまして、資料の1ページ目をご覧ください。こちらが建設工事請負仮契約書になります。

工事名、令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事。

工事場所、吉岡町大字北下地内。

工期、吉岡町議会議決の日から令和4年2月28日。

請負代金額は議案書の中で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

契約保証金、請負代金額の1割、2,029万5,000円。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義

に従って誠実にこれを履行するものです。

なお、令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事は、令和3年7月15日に条件付一般競争入札により予定価格事前公表の下、入札参加業者2者の特定建設工事共同企業体により入札が執行されました。

参加した業者名については、資料の裏面の2ページ、入札執行調書をご覧いただきたいと思えます。

次に、工事の概要につきましてですが、資料の3ページの配置図をご覧ください。

今回、建設場所となるのは、明治小学校の北側、町道308号線を挟んだ用地となり、用地については買収済みとなっております。

次に、資料の4ページ、平面図をご覧ください。

今回の学童クラブにつきましては、4支援単位の建物となり、1支援単位の定員がおおむね40名となりますので、全体で160名定員の学童クラブとなります。

資料の5ページをご覧ください。

こちらは立面図となり、建物につきましては木造の平家建てとなっております。

以上が建設工事の概要となります。よろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第49号 令和3年度 吉岡町明治第2学童クラブ新設工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修
工事変更請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事変更請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年第2回定例会において議決をいただきました請負契約について変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事変更請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

まず、原契約でございますが、契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方については、記載のとおりとなります。

続きまして、変更内容でございますが、別途添付させていただきました資料の4ページ目をご覧くださいと思います。

本事業は、吉岡中学校のトイレを乾式化、洋式化することを目的としたものであり、それに向けて事業を進めてきたところでありますが、今回、新型コロナ禍における感染症対策等の観点から、今できることを再検討し、一部、工事内容を変更したいと考えております。

変更内容の1つ目としましては、洋風大便器の洗浄操作を非接触化するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回の改修工事で設置する洋風大便器37基を、手を触れなくても水を流すことができるセンサー方式に変更するものとなります。

2つ目は、温水洗浄便座の設置であります。こちらは、誰もが利用しやすいトイレ環境を整えるため、男女それぞれのトイレスペースに最低1基以上、温水洗浄便座を設置した

いと考えております。当初は、北校舎1階トイレの1基のみ温水洗浄便座を設置する計画でありましたが、今回の変更により、合計17基が暖房機能付きの温水洗浄便座となります。

それでは、議案書にお戻りいただき、変更内容の3、契約金額をご覧ください。

このような工事内容の変更によりまして、契約金額が変更前の総額1億5,785万円から313万5,000円増額され、総額で1億6,098万5,000円が変更後の契約金額となります。なお、取引に係る消費税及び地方消費税が1,463万5,000円ですので、1億4,635万円が変更後の税抜き価格となります。

その他、添付資料の1ページ目には今回の建設工事変更請負仮契約書を、その裏面には6月に議決いただきました原契約の締結に関する議決証明、次のページには原契約の契約書を添付させていただいております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、質問しますけれども、まず、変更契約ということですから、変更協議書の提出を求めたいと思います。というのは、今までとどこがどのように変わったということが協議書を見て確認できますから。それと、この前、図面を出してもらいましたけれども、また新たに、恐らく図面も引き直していますよね。その提出も求めます。

議 長（岩崎信幸君） 取りあえず、今言ったとおり、提出を求めます。

暫時休憩します。

午前 9時51分休憩

午前10時57分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今回の変更につきまして、大変時間を取ってしまったことに対しまして、深くおわび申し上げます。

概要等につきましては、事務局長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回のトイレの改修の変更内容ということなのですが、議案書の一番最後のページをもう一度見ていただきたいと思います。

今回、表をつけさせていただいたんですが、今回の対象となるトイレということで、洋風大便器が37基設置されることとなります。その37基を全て非接触化をするものとなりまして、そのうち17基を暖房機能つき温水洗浄便座とすると。これが主な変更内容となります。

そして、時間を取らせていただいて申し訳なかったんですが、今配らせてもらった資料について説明をさせていただきます。

まず、一覧表のほうから話をさせていただきますと、こちらのほうは主な数量の変更早見表となります。これについては細かな数字等も入っておりますので、議会会議後に回収させていただきますと思うんですが、これは直接工事費の数字となっております。直接工事費でオレンジ色の網かけになっている数字、こちらのほうが直接工事費の合計額となります。

この内訳としましては、建設工事費、電気設備費、機械設備工事ということで3つに分かれているんですが、それぞれ最も大きな変更が機械設備工事費の変更額となります。これのトイレ改修工事の衛生器具設備ということで、一番下の洋風大便器、そしてその下、洋風大便器がもう一個あって、リモコン電気洗浄ユニットとあると思うんですが、こちらについて、まず、今まで暖房便座のみだった便座を17基、暖房機能つき温水洗浄便座としたものになります。また、このトイレの部分でリモコン電気洗浄ユニットというものが新規で新しく加わっておりますが、この金額については、全てセンサーに手をかざす方式で水が流れるというような変更となります。この器具を設置することによりまして、その他、電気設備とかトイレ改修等に影響を与えた部分となりまして、その直接工事費がこちらに書いてあるオレンジ色の数字となります。これに間接費がのっかりまして、変更額となっていきます。

それでは、もう一枚、図面のほうを見ていただきたいと思います。こちらにつきましては各階ごとになるんですが、その変更後の図面となります。3つあると思うんですが、左下の図面が改修前、左の上が電気関係の照明関係の変更の図面、そして、右側の上が電気関係の変更後の図面となります。なお、今回の改修内容としますと、便器あるいは暖房温水便座の仕様変更ということになりますので、平面図上は大きくは変わりません。ただ、こちらのほうに電気関係の部分で、赤で表現してある部分が電気関係ということで、一部、配線等が変わってくるといったような状況となります。

このようなものが今回の主な改修工事の内容となります。よろしくお願いたします。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） こちらの資料につきましても、先ほど説明させていただいたとおり、直接工事費の算出の状況となっております。繰り返しになりますが、直接工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、それぞれトイレ改修工事分、給排水改修工事分が含まれております。こちらのほう、主な直接工事、電気設備工事については主に増加分となるんですが、トイレ改修分については器具の変更等がありまして増減が示されていると思います。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、まずはこれはこの間の契約があつて、委員会の意見があつて、そういう中でコロナ禍の中で接触型から非接触型に変更したということは、委員会等での意見をよく聞いていただいたというところで、それは評価をしたいと思います。

その中で、幾つか問題になったのがこれまでのお手洗いのまず数というのがありましたよね。数があつて、それで和式から洋式化にすることによってお手洗いの数も減ったと。以前に校舎を新築したときも、南に校舎を足したときにもお手洗いも増やしましたよね。というのは、当然足りなくなるということで増やしたわけですよ。今回、お手洗いを今度は改築することによって、便器数が、前校舎も裏校舎も減ると。前校舎を造ったときにお手洗いを造ったということは、足りなくなるから付け足したので、洋式になろうが和式であろうが、使用する人数には変化がないわけですから、そうするとお手洗いが足りなくなるんじゃないかと、これでどうなんだという意見もあつたかと思えますけれども、今までは国でお手洗いの数を決めているのはなかったという話でしたけれども、今まで大体利用率というんですか、そのことからして、今までこのぐらいの数が妥当だろうということで来たものが、今度はそれが便器が減ってくるという、その部分は心配になるんじゃないんですかという指摘もあつたかと思うんですけれども、その部分がどうなっているかというところが1点。

それから、皆さんが何かずるしているとか、そんなことを言っているわけじゃないので、まずは変更協議をする場合には、お手洗いが今までの接触型から非接触型に変わる中で、変えたことによってどれだけのお金が増えるかということですから、その協議をするに当たっては、当然のことながら、前の設計とは違って、そういう意見を受けて今度は非接触型に変更設計をしようということで、こちらの要望を出したことで協議が調って、そこで増額になったと思うんですよ。変更設計をして、変更協議をして。その部分でお互いが折り合ったところでこの数字というのが出てきたんだと思うんですよ。こちらもこのぐら

いで、向こうが出した予算と、こちらの出すほうも野放図に向こうが言った分だけ出すというのではありませんからね。それが私は変更協議だと思うんですよ。それが調べて変更契約で、今日を迎えたんだと思うんですよ。ですから、手続とすれば、私は変更契約というのはやっぱり当然のことながら中身、お金が伴うものですから、設計書とそれに対する設計の金額がありますよね。設計変更とそれに伴う金額の変更、それがお金では三百数十万と下がったと思うんですけども、その部分で私はプロセス、議会の段階としてやっぱり変更協議というのが調った中でその変更契約。それは住民の大切な税金を使うわけですから、それはやっぱり議会も議員は住民の代表としてそこへ出ていますから、こちらも皆さんのほうも十二分に理解してもらおう。こちらのほうも、議員のほうも町が提案しているものを十二分に理解して、それで賛否を問うということになるんだと思うんですけども、そここのところの確認でありますから、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、この金額の入った主な、36台の便器洗浄方法をセンサースイッチへの変更と。左側に数字があって、その次にまた委員会の数字があって、その右側に3列ここにあるんですけども、これがさっき私が開会する前に言った。これはどういうふうに違うんですかということをお尋ねしたんですけども。縦に3つ。1つは茶色の線が引いてありますけれども、その手前に2つありますよね。この関係はどういうんですかというのを聞いたんですよ。

それと、ちょっと分からないのは、議会後に回収させていただきますと。これも意味が分からないんですよ。意味が分からない。議会というのは、これにかかわらず、全ての、これだけのものですと相当厚い設計図書があると思うんです、設計図面がね。これだと議会のほうで議長を通して開示請求すれば黙っても全てみんな出さなきゃならない資料なわけですから、そういう資料で、だから何でここで回収資料があるのかなというのがちょっと理解できなかったんですけども、そのことも併せて説明をしてください。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、トイレの数についてちょっと説明させていただきます。

トイレの数につきましては、トイレの適正な数については以前説明させていただきましたとおり、文科省などからは正式な指針が出てきておりませんが、空気調和・衛生工学会というところが示しております器具の算定方法を基にトイレの数を算定するルールをつくっております。そちらを基に計算をしたところ、学校全体、学年、男女別、全てにおいて適正器具数を上回っているような数値が出ております。

そして、今回の変更請負契約の上程に当たって、変更契約の協議を進めておりました、先ほど高橋課長からもお話があったとおり、協議を進めてきた中の流れの中で今回議決を

いただければ、この後、正式に変更協議という形の段取りで進んでいくということでご理解いただければと思います。

また、お配りさせていただいた資料の3行ある数字の理由ということなんですが、書き方が足らなくて申し訳ありません。一番左の数字が変更前の数字、そして真ん中の数字が変更後の数字、そして一番右側の数字がこれによる増減となります。

この資料につきましては、議会後回収ということを書かせていただいたんですが、今後契約を進めていくということになりまして、その金額がどこまで公にできるかということがちょっと時間もなく、調整できませんでしたので、こういう形で記載をさせていただいた部分であります。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最後になりますけれども、この前も似たようなケースで、議会後回収させていただきますと、以前に同じようなのがあったんです。これはこれから協議をするんだから、でも変更協議をする過程の中で出された、示されたものですよね。それで結果的にはこれだけ増えたから、この予算ですということになるわけですよね。これがだから根拠になるものなんですよ。この根拠になるものを、これが回収ということになると、じゃあどこが増えたんだといったら、これは変更協議だと思えるんですよね。これが中身はこうですよと記されたものだと思うんですよ。増えた部分はこれですよ。増減、三百数十万円の内訳はこれですよ。これをだから回収するというのが分からないですよ。だって、これは議会で議決の中で出された資料で、全く問題がないものだと思うんですよ。こういうのを回収させていただきますなんていうと、そういうところでちょっと疑念を持ちちゃうんですけれども。私は全くこれは回収しなきゃならないものだというのが理解できないですよ。これ、担当の方、どうですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今回回収ということなんですけれども、当然、契約も仮契約は結んでおります。その中では単価を抜き、数量だけが入った設計書、基本的には地方公共団体、吉岡町と契約する前には単価抜きでやっておりますので、そういったところも鑑みて回収という形で教育委員会のほうは言っているのかと考えます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 高橋企画財政課長の説明にもございましたけれども、単価情報があります

ので、町としてはこの情報については公表していないものですので、お目通しをいただいた後に回収という判断でこちらに記載をさせていただきました。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私、だって議会で、これだけ増額補正しますよという中身だから、でもその中身は言えないけど、おおよそ三百何十万だよと言って、中身は何だと言ったら、それはちょっと細かくは言えないよという理屈というのは私はないと思うんですよ。何がこれだけこう増えたから、この三百数十万という基になるものだと思うんですよ。それを単価を公表しているとか公表していないじゃなくて、その積み上げた部分がこれだから、だからこれですよと。そうじゃないと根拠を失っちゃって、相手との契約ですから、何が増えたんだって、いや、それは中身は言えないけど全部でこれだけだったという話では私はないと思うんですよ。そこのところはよく協議してください。私はどうもこれ、理屈からしてやっぱり納得できませんから。3回目ですから終わります。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今回、契約変更ということで、設計変更による契約金額の変更ということで313万5,000円の増額ということであります。この増額分については当然予算を取ってあると思いますけれども、確認のためにお聞きしますけれども、これは入札差金をこの313万5,000円に充てたという理解でよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この313万5,000円のうち290万4,000円分につきましては、昨年度から繰越しを行った今回の予算からも入札の執行残を利用しております。不足額が23万1,000円出ておりますが、これにつきましては現年度の予算を流用して対応したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 今、変更したときの図面等を頂きまして、あまりしっかりと見ていなかったものですからちょっと質問いたします。

まず最初の質問ですけれども、1つは、この洋風大便器洗浄操作を非接触化という変更内容に伴ってセンサー方式に変更するという事なんですけれども、そもそも6月の定例会で議案第46号のときに、この流す方式は一体どういうものだったのかというのを知り

たいんですよ。それは例えばフラッシュバルブ方式とか、あるいは赤外線センサーでタッチすると流れるというものだったのか、そこを一つ聞きたいというのと、もう一つは、議案第46号にも書いてあるのかな、たった今頂いた資料を見ますと、このセンサー方式に変更した理由が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からというふうに変更の理由が明記されているわけなんですけど、それでは小便器というのは流す方式は一体どうなっているのか。この趣旨にのっとれば、小便器も当然非接触で、そこから離れたら自動で流すというのかなと思うんですけども、これを見た限りでは、例えば頂いた資料で、大便器のほうは人感センサーが個々についているわけですね。SのBとか、あるいはSのCとかですね。Cなんかだとすると、換気扇も回るというふうになっているわけなんですけども、小便器は一体どうなっているのかというのをまず2つ目にお聞きしたいんですよ。

先ほどの質問で、第46号のとき、原案はどうなっていたのかということなので、フラッシュバルブ方式であればそれで結構なんですけども、今回変更したときにセンサー方式にしたときに、便座の圧力感知センサーなのか、それとも赤外線リモコン方式なのかというのをちょっと付け加えさせていただきます。3番目は小便器ですね。

4番目の質問、1番先の質問の4項目、これは洋式便座が幾つかあるんですけども、それは便座のところに蓋がついていますよね。その蓋の開閉方式、跳ね上げ方式は、それはセンサーでつながっていて、入ると便座の蓋がかぱっと開くというものなのか、非接触方式なのか、それとも手で開けるのか。それをまず聞きたい。

それから5つ目ですけども、洋式便器のところに、全部じゃないんですけども、手すりがついているんですね。当然そこを使った方は、座る方が使う可能性があるわけですね。そうすると、次に入った人がまた触ると。触る、触るで手で感染するということになると思うんです。そうすると、この手すりというのは、抗菌あるいは耐菌性仕様になっているのかどうか、それを聞きたい。

それから6つ目なんですけども、これはちょっと重要な質問かなと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、吉岡中学校のトイレの洋風大便器の37基、これを手を触れなくても流すことのできるセンサー方式にと明記して提案されているわけです。ということは、これがもし可決されたことになっちゃうと、じゃあ明治小学校あるいは駒寄小学校の小便器、大便器は一体どうなるのかと。これが可決されてこうなってくると、当然のことながら、明治小学校、駒寄小学校の保護者からは、何でうちの子供が行っている学校はこうなっていないのと、順次やりなさいと、こういう要望が出てくるんだと思うんですよ。

以上6つ、ちょっと思いつきましたので、お答えをいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず1点目なのですが、流す方式がどういうふうになるのかという部分なのですが、今回、当初はプッシュ式と表現させていただいていましたが、一部ウォシュレットが入っておりまして、ウォシュレットのほうは流すときにはプッシュ式でした。ただ、そのほかの部分については、プッシュ式なのですが、水洗レバー方式であったということになります。

それはどういうふうになるのかということなのですが、これについては、温水洗浄便座が入りまして、温水洗浄便座につきましては便座から立ち上がると水が流れる方式になります。それが17基ですね。残りの20基につきましては、壁にセンサーをつけまして、そこに手をかざすと流れるといった、そんな仕組みになります。

そして、センサー方式に変更した理由はということなのですが、このセンサー方式に変更した理由につきましては、前回の定例会の中で非接触化を検討するという答弁や文教厚生常任委員会からの要望等も踏まえまして、その後に学校や定例教育委員会のほうでもご意見を聞きながら、センサー方式も今回の工事に合わせてするのはいいだろうという方向になりまして、こういったセンサー方式を採用したものであります。

また、小便器につきましては、小便器の流す仕組みについてはセンサー方式となっております。

また、大便器の蓋の関係なのですが、蓋については自動ではなく手動であります。

また、個室につく手すりの部分なのですが、抗菌仕様かどうかという部分については、手元にちょっと資料がありませんのでお答えすることができません。

また、最後の感染防止の観点からということで、今後、明小や駒小はどうするのかというご質問につきましては、今回、中学校のトイレ改修という大きな工事の中での動きが可能でありましたので対応させていただきましたが、今後、小学校に対してそれをどうするかという部分については、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 小便器がセンサー方式であると。これを聞いてちょっと一安心という感じなんですけれども、2番目の質問がこういったことで便座の蓋を手で跳ね上げるということになってきますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からセンサー方式にするというのは分かるんですけれども、ぱっと見た瞬間に十分でないなど、この対策といいですか、仕様の変更後ですね、というふうにどうしても思ってしまうんですね。これをもつ

と徹底してやるためには、より有効な手段というのが幾つか考えられると思うんですけども、2番目の質問としては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するという観点から、学校の児童生徒がトイレを利用するときに、今やっているかどうか分からないんですけども、トイレ使用前にトイレの入り口のところに消毒液を置いておいて、それで手を洗淨してから用を足すと。終わった後は当然、洗面器というんですかね、ありますから、それで手を洗うと思うのでいいかなと思うんですけども、今そういうことは学校では指導してやっていたらいいですか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校のほうで感染症防止の観点から、手洗いとか手指消毒というのは徹底していると考えておまして、現在もトイレを済ませた後には手を洗ってという話はさせていただいていると思いますが、実際にそれが間違いなくそういう対応ができているかというのはちょっと確認ができておりません。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 確認しないと、やっていないということなんですけれども、この改修の目的は新型コロナウイルス感染症拡大防止で、生徒がコロナに罹患しないということだと思うんですけども、そうすると、今言ったように、センサー方式にして、手を触れなくても流すことができるというのは理解できたんですけども、そうじゃないところで、手すりだとか便座の蓋だとか、そういうところで徹底されていないわけですね。徹底したいんですけども、お金がかかるということであるならば、やっぱりトイレの入り口のところに消毒液を置いておいて、入るときは必ずそこで手をアルコール消毒なんかして入っていったほうが完全かなと思うんですよ。

それともう一つは、繰り返しかもしれませんが、3番目の質問で、これはやっぱり感染拡大防止の観点からというふうにご提案をいただいて、私みたいな質問をしてしまうと、さっきの話に戻っちゃいますけれども、これをやったら、じゃあ次も次もというふうに連鎖的に要望が出るような感じがするんですよ。だから、これを直せとは私は言いませんけれども、この中の意味合いの中に、今いろんなところの公共施設へ行っても、特に都会のほうに行けば、トイレを不特定多数の人が同じトイレを使ったとしても、センサーがついていて自動で洗い流すことができると。高級なところに行けば、もう便器が跳ね上がる、オゾンも出て殺菌もするとか、全部フルの機能がついた便器があるわけですよ。それが一般的になりつつあるわけですよ。だから、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのみでなくて、社会通念上、利便性のある便座が開発されて一般的に使用されて

いるということがあるわけだから、それを吉岡中学校に導入したいという理由にしていた
だかないと、いろんところで尾ひれを引くような感じがするんですけども、そこら辺
について、これを直せとは言いませんけれども、実施した後、いろいろな保護者から今言
ったような要望が出てくるかもしれません。その対応について、いかようにお考えか、
お聞きしたいなと思います。

議 長（岩崎信幸君） 教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 平形議員のご指摘でありますけれども、今回の非接触式を導入した経緯に
ついては、新型コロナウイルス感染症対策もあるということは間違いございません。この
たびの大規模改修、先ほど事務局長が申し上げたとおり大規模改修ということでありま
すので、しかも新型コロナウイルス感染症が非常に現場としても注意をしなければならない
という状況から、その理由を掲げさせていただきました。これから小学校のほうもそのよ
うな要望が出てくるのではないかということにつきましては、十分それは考えられるであ
ろうと思っています。利便性のあるトイレ、様々な最新機能が装備されたトイレがすぐ導
入できればそれは理想ではありますけれども、ひとまずは今回、吉中のほうはこの理由に
させていただき、ほかの小学校についても十分そこを踏まえた上で検討していきたいと思
っています。予算のかかることですから、すぐにこうしますということは申し上げられま
せんけれども、ぜひそのようにしていきたいと思います。

また、もう一つ、手洗いの徹底につきましては、ちょっと今、事務局長が申し上げたこ
とと自分の捉えがちょっと違うんですけども、学校のほうは現場としては、トイレの後
の手洗いについては徹底していると私は捉えております。ただ、トイレに入る前には、ア
ルコールは置いてある可能性はあるんですけども、そこまで学校が徹底しているかどう
かについてちょっと確認できていないという状況であります。

もう一つ、トイレの中での抗菌対策というんですか、究極の抗菌対策とすれば、やはり
どこにも触らないで用が足せるというのが理想なわけなんですけれども、まだまだトイレ
の個室の出入口のレバーであったり、そういう部分について自動ドアにするとかという
ところまではやはりスペースの面もあってなかなか難しい状況、もちろん予算面もありま
してですね。ですから、とにかくトイレの後はしっかり手を洗うと。このところを徹底し
ていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、吉岡町議会会議規則第

37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第50号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年第4回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第4回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

なお、本会議途中、資料準備に時間を費やしたこと、改めておわび申し上げます。

本日は、議案3件を可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議決いただきました条例事務及び工事事務について、速やかに進めさせていただきますとともに、豪雨や台風等による風水害への備え等、十分留意しながら町政運営に当たっていきたいと考えております。

また、開会式に先立ち、本日からいよいよ東京オリンピックのソフトボール及び女子サッカーなどの競技がスタートいたしました。しかしながら、新型コロナウイルスに係る感染状況は、群馬県下においては沈静化しておりますが、東京都内では1,000人以上の感染者の報道発表が続いている状況であります。感染の収束が見えておりません。緊急に議員の皆様へ情報等をおつなぎすることがあろうかと思われませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

梅雨も明け、突然の猛暑により体調管理等に戸惑う状況であります。議員皆様には十分ご自愛していただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和3年第4回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前11時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 廣 嶋 隆